平成２１年（フ）第３０８号
青森県むつ市川内町板子塚43番地１
債務者　濱野たかし
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
青森市金沢３丁目25番21号　中西アパート207号
債務者　俵谷　政昭
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
熊本市龍田弓削１丁目18番31号
債務者　弘中　悦子
１　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５０５号
熊本県上天草市大矢野町上7648番地１
債務者　脇村　祐樹
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５０６号
熊本県上天草市大矢野町上7648番地１
債務者　脇村　人美
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５０８号
熊本市九品寺４丁目20番20号、住民票上の住所熊本市本荘２丁目６番１―406号
債務者　大村　千春（旧姓澤田）
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５４０号
熊本市楠７丁目１番２―102号
債務者　坂本　悦子
１　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５６３号
熊本県宇土市走潟町2623番地
債務者　斎藤　　彩
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５７７号
熊本市江津２丁目10番５―９号
債務者　丹邊　　剛
１　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６２６号
熊本市中唐人町29番地（604号）
債務者　浅井　勝也
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０３号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町158番地15、前住所松江市北田町65番地互協ビル301号室
債務者　小豆澤京子
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝2391番地
債務者　武田　晃一
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０６号
山形県南陽市高梨1071番地の７
債務者　大宮　京子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１１５号
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤4263番地
債務者　高橋　幸子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１１６号
山形県米沢市大字南原猪苗代町2919番地
債務者　梅津美奈子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１１８号
山形県米沢市東３丁目１番34号　米沢ステーション307号室
債務者　佐藤まゆみ
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１２１号
山形県長井市成田3102番地の12　ソフィアガーデンハイツ203号
債務者　秋谷登志樹
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１６８号
千葉県白井市堀込２丁目３番５棟401号
債務者　高橋　利弘
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部